

甲良町プレミアム付商品券事業登録店舗募集要項

1. 趣旨

低所得者・子育て世帯に対する消費税増税に伴う影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的として実施するプレミアム付商品券事業において、商品券の取扱いをおこなう事業者（以下「取扱店」と言う。）を募集します。

2. 対象業種

小売業・飲食業・各種サービス業・製造業・建築業・建設業・その他町が適当と認めた業種

3. 応募資格・条件

甲良町内において上記の対象業種を営み、かつ店舗を有する事業所
ただし、下記に規定する事業所は対象外とする。

- ①風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行うもの
- ②特定の宗教・政治団体と関わるもの、または業務の内容について公序良俗に反する営業を行うもの
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、暴力団の構成員であると認められるもの、または暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するものが営む事務所、または店舗
- ④法人税（個人事業者にあつては所得税）、消費税及び地方消費税、法人事業税（個人事業者にあつては個人事業税）並びに法人町民税（個人事業者にあつては町民税）を滞納しているもの
- ⑤貸金業の規則等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業
- ⑥民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定により再生手続き開始の申立てをしているもの、または会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定により更正手続き開始の申立てをしているもの
- ⑦法律に定められた資格を有しない者が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 12 条に規定する医療類似行為を行う施設
- ⑧労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- ⑨行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

⑩その他、本事業の目的に照らして、不相当と町長が判断するもの

4. 申込方法

別添「甲良町プレミアム付商品券取扱店参加申込書兼誓約書」に所定の事項を記入し、下記の応募先へ提出し、申し込むものとする。なお、取扱店登録料は無料とする。

応募先 甲良町商工会

所在地 〒522-0244 滋賀県犬上郡甲良町大字在士 351-4

電話 0749-38-3530

FAX 0749-38-3977

5. 申込期限

2019年8月30日（金）まで

①期限後にも申込手続きは可能とするが、その事業所についてはチラシへの掲載しないものとする。

6. 商品券の概要

①商品券は、額面500円券4枚と額面1,000円券3枚の5,000円分を1セットとし、4,000円で販売する。対象者一人につき5セットまで購入できる。

②取扱店は、商品券を持参した消費者に対し、2019年10月1日（火）から2020年2月15日（土）に限り、券面記載額に相当する物品（販売できない品目を除く）の販売または役務の提供（以下「取引」という）を行う。

③つり銭額は出さないものとする。

④いかなる理由があろうとも、有効期限後の商品券の使用はできない。

⑤商品券の使用対象外となる物品または役務は以下のものとする。

ア. 不動産・金融商品の購入等、明らかな資産形成で、消費の下支えとは言い難い出資

イ. たばこ

ウ. 切手、印紙、ギフト券、図書券、各種金券、プリペイドカード等、換金性の高いもの

エ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

オ. 国税、地方税や使用料などの公租公課

- カ. 電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、NHK 受信料などの公共料金
- キ. 株式・先物宝くじ等の金融商品
- ク. その他、消費税率引上げ直後の6か月以内の消費に確実につなげるとい う本事業の趣旨にそぐわないもの

7. 商品券の換金

- ①取扱店の換金手数料は無料とする。
- ②換金は、1か月に1回の銀行振込とする。取扱店は申請時に振込先口座を申告するものとする。
- ③商品券の換金を受けようとする取扱店は、裏面に取扱店名を記入した当該商品券及び指定の「甲良町プレミアム付商品券換金申込書」を下記の問い合わせ先に提出する。
- ④町は、別記1のスケジュールに従って、商品券に記載された金額を取扱店の登録口座へ入金する。
- ⑤換金請求は、2020年3月15日までとする。これを過ぎたものは、いかなる理由があろうとも換金に応じない。

8. 注意事項

取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ①登録に関する虚偽または不正行為をしてはならない。
- ②町が配布する商品券取扱店ポスターを消費者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- ③商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしてはならない。
- ④商品券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに町に連絡すること。その際の責については町にて協議する。
- ⑤換金目的での商品券の購入は行わないこと。
- ⑥自社商品の購買に商品券を利用してはならない。
- ⑦商品券の交換、譲渡及び売買をしてはならない。
- ⑧商品券を、事業者間取引に伴う代金（商品仕入れ代金・諸経費）の支払いに使用してはならない。
- ⑨町は、取扱店がこの要項の各事項に違反すると判断したときは、取扱店資格を取り消すものとする。

別記 1

回数	振込予定日	換金申込日
1	11月25日(月)	10月1日(火)～10月10日(木)
2	12月25日(水)	10月11日(金)～11月8日(金)
3	1月27日(月)	11月11日(月)～12月10日(火)
4	2月25日(火)	12月11日(水)～1月10日(金)
5	3月25日(水)	1月14日(火)～2月10日(月)
6	4月27日(月)	2月12日(水)～3月13日(金)

【問い合わせ先】

担 当 甲良町企画監理課

所在地 〒522-0244 甲良町大字在土353番地1

電話 0749-38-5061

FAX 0749-38-5072

E-mail kikaku@town.koura.lg.jp